

海上の森の保全の方向、具体的方策等について

(案)

平成17年3月

海上の森保全活用計画検討委員会

目 次

報告にあたって

現状と課題

1 海上の森の現状.....	1
2 里山学びと交流の森づくりの取組.....	4
3 課題.....	6

基本的考え方.....	7
-------------	---

保全活用計画の策定に当たり留意すべき事項.....	8
---------------------------	---

具体的方策

1 調査の実施.....	9
2 踏み荒らし等への対策.....	9
3 県民との協働.....	10
4 指導者等の育成.....	11
5 活動拠点.....	12

【参考資料】

1 海上の森保全活用計画検討委員会委員名簿.....	13
2 海上の森保全活用計画検討委員会検討経過.....	14
3 県民からの意見.....	15

報告にあたって

海上の森は、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺等があって多様で身近な自然環境を有している。

長い歴史の中で、人とのかかわりにより、変遷してきた。人々に恵みをもたらし、生活を支え、文化を育んできたが、時には、過度な利用により荒廃し、多くの先人の努力と自然の力により回復してきた歴史もある。

2005年日本国際博覧会の会場予定地となってからは、会場計画の議論の中で、多くの人の注目を集め、自然の関心を引き起こす場ともなった。そして、多くの自然情報が蓄積されるとともに、自然体験活動や里山保全活動への機運が高まった。

海上の森の保全と活用については、有識者、自然保護関係者、地元関係者等からなる「里山学びと交流の森検討会」の検討結果を踏まえ、愛知県では、その取組方針（里山学びと交流の森づくりの取組 H15.11）を公表している。

この取組方針に従い、今後、海上の森の自然環境を将来にわたり保全し、人と自然の関わりのあるあり方を探求する場として活用していくために、「里山学びと交流の森づくりの取組」の中の「長期的な管理方針」を具体化するため、その保全の方向、具体的な方策等について、検討を進め、現状と課題、基本的考え方、保全活用計画、保全活用のための具体的方策について、報告書を取りまとめた。

この取組は、県民の理解と関心を深めながら進めていくことが重要であることから、県民意見の募集を行ない、こうした意見も踏まえ、検討を行なった。

今後、この報告を踏まえ、県においては、「県民と協働して海上の森の将来にわたる保全と活用を図る」ということを明確に打ち出し、これに対する県民の理解を深め、自主的、積極的な行動に移されていくよう、長期的視点に立った施策を県民に提示されることを期待する。

平成17年3月

海上の森保全活用計画検討委員会

座長 佐藤正孝

現状と課題

1 海上の森の現状

海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋中心部から東方約20kmにある。

都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺等があって多様で身近な自然環境を有している。

【地形、地質】

最高標高は約400m、最低点は約100m。全体的にみると東が高く西が低い地形である。

東部を北東-南西方向に猿投北断層が走る。大局的には、この断層より東が猿投山塊の南縁を構成する山地（花崗岩で構成）、西側は丘陵（花崗岩を基盤に第三紀の砂礫層が覆う。河川が切り込み山頂部などに砂礫層が分布する。）となっている。

第三紀の砂礫層の分布域は、表層土の発達が悪く、せき悪な土壤となっているところが多い。貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在する。

【植物】

花崗岩の地域は、スギ・ヒノキ人工林、落葉広葉樹二次林が大半を占め、コジイ等の常緑広葉樹林が僅かに点在する。第三紀の砂礫層の地域は、もともと貧弱なアカマツや落葉広葉樹のやせ山で、その中に貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在していたが、近年森林化が進行し、湿地も失われつつある。里の地区には、水田等があるが、周辺にあった里草地は現在ではほとんど失われている。

地理的条件を反映して、多様な植物が生育している。国際博覧会に係る環境影響評価書（平成14年6月）によれば、平成10年度から平成13年度の調査で、海上の森及びその周辺では950種の維管束

植物が確認されている。国または県のレッドデータブック掲載種も40種生育している。

貧栄養湿地には、南方系のミズスギや北方系のヤチスギラン、ヌマガヤ等に加え、東海地方に固有のシデコブシ、シマジタムラソウ、ミカワシオガマ、ミカワバイケイソウなど、さまざまな要素の植物が隣接して生育している。しかし、これらの植物のうちいくつかは、湿地の消失により消滅の危機にさらされている。

水田やその周辺の水路には、ミズニラ、ヒロハトリゲモ、イトトリゲモなどが生育していたが、放棄水田の増加に伴い、これらの植物は消滅または減少している。

水湿地以外でも、愛知県では海上の森でしか確認されていないビワコエビラフジ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、尾張では唯一の自生地であるカギカズラ、海上産の標本をもとに命名されたキバナエンシュウムヨウランなどが生育している。

【動物】

海上の森は、多様な自然環境を保有している。その植生と環境により、多くの昆虫類など小動物が生息し、それらに支えられて多くの鳥類やほ乳類が生息している。昆虫類や夜行性で調査が不十分なものが多く、現状で確認されている種だけでは動物の全体像を語ることはできない。

ほ乳類は、この森の多様な自然に育まれて23種が生息しているが、アズマモグラやコウベモグラが混在し、県内で分布が限定的なスミスネズミが生息するなど多様な環境が残されている。その内の10種が県のレッドデータブック掲載種である。

鳥類は、133種が確認されているが、オオタカをはじめとする生態系の頂点にあるハチクマ、サシバ、ノスリ、ハイタカ、ツミなど猛禽類が生息し、オオタカやハチクマについては営巣も確認され、多様な環境が維持されていることがわかる。また、サンコウチョウ、サンショウクイ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキなどの多くの夏鳥の

繁殖地や生息地として重要な位置を占めている。他方、谷戸地における農地の耕作放棄などにより、カエルなどの餌生物が減少し、サシバの生息環境が減少していると思われる。さらに、写真マニアによるサンコウチョウなどの夏鳥の営巣活動への妨害行為、森周辺部での田畑の住宅地への変換など野鳥の生息環境の悪化につながる種々の現象の影響が懸念されている。

両生類では、タゴガエルが多く生息していることは特徴的である。は虫類でシロマダラが確認されているが、これら夜行性の種については調査が十分に行われていない。

魚類については、カワバタモロコ、ホトケドジョウの国及び県のレッドデータブック掲載種の生息が認められるが、この地域にも外来魚のオオクチバス、ブルーギルが移入されており、将来在来種の絶滅が懸念されている。

昆虫類では、2314種が確認されているが植物種の現状から見ても多くの種が未確認と考えられる。ギフチョウ、オオムラサキ、コバネアオイトトンボなど国及び県のレッドデータブックに掲載されている種が生息するほか、湿地依存のハッチョウトンボ、ヒメタイコウチが生息するなど多様な環境が多くの種の生存を支えている。

2 里山学びと交流の森づくりの取組

県は、海上の森の保全と活用を図るため、平成15年11月、取組の基本的方向である「里山学びと交流の森づくりの取組」を公表している。

(参考)「里山学びと交流の森づくりの取組」の概要

「里山学びと交流の森づくり」の基本的な取組の方向

海上の森の特性を活かし、博覧会の成果と取組を継承しつつ、この地の自然、先人の知恵、古からの技術、地域の生活術から学び、幅広い多様な人々が自ら様々な活動や勤労を通して学習し、参加交流する新しい県民活動の場を提供する。

- ・自然、里山、森林との関わりの探求の場としてのモデルづくり
- ・環境教育、森林学習等の推進とその拠点づくり
- ・循環型社会形成の糸口づくり

ゾーン区分と活用展開

海上の森は6区分し、その特性に沿った保全と活用を図る。

ゾーン名	区域	活用展開
施設ゾーン	拠点施設・ゲート施設一帯	自然学習・環境教育 情報提供・県民交流
ふれあいの里ゾーン	集落・農地を中心とした区域	里山保全のあり方探求 県民の参加交流のあり方
生態系保護ゾーン	屋戸川・寺山川流域及びその北部の区域	自然環境の保全 生物多様性の保全
恵みの森ゾーン	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	雑木林の保全技術の確立 雑木林への理解醸成
循環の森ゾーン	人工林を中心とした区域	人工林の育成と活用 林業に対する理解醸成
野鳥・古窯の森ゾーン	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	野鳥の保護・環境学習 歴史文化学習

自然環境保全のための法的な位置づけ

生態系保護ゾーンにおいて、特に自然環境の保全を要する区域については、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく、県の「自然環境保全地域」の指定に向けて検討する。

県民参加のシステムづくり

県民参加組織と協働して活動を展開する。

平成16年12月23日、県民参加組織「海上の森の会」が設立された。

施設整備

愛知万博終了後は、瀬戸愛知県館を改修し、展示教育・参加交流・調査情報機能をもった拠点施設などを整備する。

拠点施設（愛知万博時の瀬戸愛知県館の活用）

展示教育・参加交流・調査情報機能をもった施設とする。

施設規模約1,500㎡

ゲート施設（愛知万博時の里山遊歩ゾーンの活用）

駐車場・案内所・展望台などを備え、メインゲート、展示・学習エリア、展示林機能をもつ施設とする。

現地活動施設（里山サテライト）、案内板、トイレ、駐車スペース等

3 課題

海上の森の保全については、以下のような課題がある。

(1)生態系保護ゾーンとそれ以外の自然環境の保全

貧栄養な湧水に涵養される湿地が多数存在する等、特異な動植物が生育する生態系保護ゾーンは、一体的にまとまって保全すべき区域で、県自然環境保全地域に指定し保全を図ることとなっているが、同様の保全すべき自然環境が、地域全体の中に点在する。その保全を考える必要がある。

(2)自然遷移

二次的自然であり、自然遷移により、草地的環境が減少している。

(3)外来種

オオクチバス、ブルーギル、アライグマなどの外来種の生息が確認されており、在来の生態系への影響が危惧される。

(4)踏み荒らし等

小規模で脆弱な湿地への立ち入りによる自然環境の劣化や、歩道や林地へのマウンテンバイク等の走行による土壌流亡や歩道の林地への拡大等、自然環境への影響が問題となっている。

(5)野生動植物の捕獲、採取

希少動植物の捕獲・採取等による個体数の減少が心配される。

(6)里山環境の維持

身近な自然である里山の有用性が広く認識されてきているが、里の地区の農地を始めとして利用されない土地が見られ、里山環境の維持ができない現状になっている。

(7)利用の頻度

森林管理や自然環境の保全を県民参加で行うことは、意義あることであるが、技術者や個人が行う一般的な低密度の管理に比べ、多人数の入り込みによる作業のため、自然環境に対する負荷が大きい。

基本的考え方

海上の森は、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林と、農地、水辺等があり、希少な野生動植物を始め多種多様な動植物の生息及び生育する里山である。

このような、様々な特性を有する海上の森を適正に保全、活用するには、ゾーンごとの区分は生かしつつ、それぞれの特性の違いにより「保全」と「活用」の関係も違うということを十分認識しながら、それに必要な調査を実施し専門家の意見を聴くなどして、きめの細かい保全活用計画をたて、長期的な視点に立った取組を進めていくことが必要である。

また、このような保全と活用の取組を進めていくには、県民の理解と関心を得ながら進めていくことが重要であり、このため、できるだけ規制的手法に頼らないことにより、県民の自主的かつ積極的な参加を促進し、保全に導いていく手法を導入する。

【基本的考え方】

ゾーンごとの区分は生かしつつ、それぞれの特性の違いにより、きめの細かい保全活用計画をたて、長期的な視点に立った取組を進めることを基本とする。

県民の理解と関心を得ながら、県民と協働して取組を進めることを基本とする。

できるだけ規制的手法に頼らず、県民の自主的かつ積極的な参加を促進し、保全に導いていく手法を基本とする。

保全活用計画の策定に当たり留意すべき事項

保全活用計画の策定に当たり留意すべき事項は、以下のとおり提案する。

【計画策定に当たり留意すべき事項】

事前に植生や地形、土壌条件など、自然環境の状況を調査したうえで、計画を立てる。

自然の成り立ち、現状の把握、将来の目標を考えて保全策等を検討する。

専門家の意見を聴く。なお、計画に基づき実際に活動を行なう場合においても、必要に応じて専門家の意見を聴く。

県民の意見を反映させるようにする。

今後指定が予定されている県自然環境保全地域における保全計画と整合したものとする。

希少な野生動植物の状況の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、必要な配慮を行なう。

種の保護に際しては、特にその生息、生育環境を一体的に保護したり、その回復・再生を図ることが必要である。

外来種の放逐や移植などは、禁止にする。

また、すでに入ってきている外来種についても、排除等を含めて対策を検討する。

里山の景観や自然環境の維持のために、適切な保全管理をする。

特に保全等重要な場所で、里山保全活動や自然観察等を実施する場合は、自然環境への負荷を最小限にとどめるようにする。

具体的方策

保全活用のための具体的方策として、以下のとおり提案する。

1 調査の実施

効果的な保全を実施するためには、継続的な調査を実施するなど、海上の森の正確な状況を把握することが必要である。

また、専門家・有識者から、調査結果への対応や、保全活用施策について意見を聴くことができる体制を充実しておく必要がある。

さらに、調査にあたっては、専門家だけでなく、広く県民が参加できる仕組みも検討する。

【具体的方策の例】

継続的な調査を実施する。

希少野生動植物の生息・生育情報などを整理する。

調査結果については、公表するなど、自然環境の保全に配慮した上で、可能な限り、県民への情報提供を行なう。

これまで調査されてきた蓄積資料を整理し、県民が利用できるようにする。

2 踏み荒らし等への対策

林地や湿地などへの踏み荒らし等に対する対策としては、自主的、自発的な行動を促すことが重要であるが、木道などで、人為的な影響を最小限に止めるなどの措置も必要である。

また、マウンテンバイク等の乗入れについては、ルールを設定し、走行を制限する必要がある。

【具体的方策の例】

環境教育やマナー指導により、自主的、自発的な行動を促進する。

木道など観察施設を整備して、人の流れを誘導する。

踏み分け道を、整理して人の流れを誘導する。

林道、歩道及び林地へのマウンテンバイク等の乗入れは禁止とする。

案内板、注意書きの設置、ビラの配布などにより、ルール、マナーの周知を図る。

3 県民との協働

海上の森は、県民の身近な里山であり、その恩恵を受ける県民が自ら参画し、その創意で多様な自然を保全活用することは、非常に重要である。

そのため、里山保全活動や環境教育などの実施においては、県民の自主的かつ積極的な参加、協力を促進することが必要である。

また、里山保全活動は、地域に密接に関連しており、地域との調和を図りながら、取組を進める必要がある。

県民の自主的にかつ積極的な参加、協力を促進するためには、海上の森の保全及び活用の必要性、県民参加による取組の重要性などの理解を深め、関心を高めることが不可欠である。

そのため、参加、協役に役立つ知識や経験を習得する学習等の機会や、県民参加のプログラムを実施するなど県民が参加する機会を提供する必要がある。

【具体的方策の例】

広報啓発活動を積極的に行なう。
展示、案内など、情報提供を充実させる。
環境学習等を通じた自然とふれあう機会を創出する。
海上の森に関するプログラムやシンポジウムなどを開催する。

(参考) 県の責務・県民の役割

県の責務	県民の役割
<ul style="list-style-type: none">・海上の森の保全と活用に関し、総合的、長期的な施策や枠組みを策定する。・県民と協働し、海上の森の保全と活用に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">・海上の森の保全と活用積極的に参加するとともに、施策に県と協力する。・海上の森の保全と活用に関し理解と関心を深める。

4 指導者等の育成

自然学習活動、里山保全活動など、海上の森の保全と活用を県民と協働で進めるに当たり、自然学習活動、森林育成活動、里山保全活動などのプログラムの指導者やスタッフが必要である。

そのため、県は、そのような能力を持った人材を育成する必要がある。

なお、ルール、マナーの指導についても、プログラムにあわせて一体的に行なう。

【具体的方策の例】

県民を対象にした、指導者、スタッフの養成講座を実施する。
養成した人材は、県主催のプログラムなどに積極的に活用し、資質の向上を図る。
先進的な取組や活動を調査し、活動に活かす。

5 活動拠点

愛知万博の瀬戸愛知県館を利用した拠点施設が海上の森での環境学習、自然体験、里山活動の中心的役割を担うが、この施設については、以下のようなことが必要である。

【拠点施設のあり方】

調査情報機能や参加交流機能を十分に生かせる開かれた施設とする。
活動フィールドや活動プログラムに応じて、各施設の相互連携を図り、一体的な運営を図る。
海上の森の調査や成果を展示や学習に活かす。